## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市生活交通確保対策運行費補助金
補助の区分	事業補助(協調事業補助)
補助の概要	地域住民の生活交通の維持確保のため、バス路線の運行に要する経費に対し補助金を交付する。 一部の路線については、国・県との協調補助。
補助事業者	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項イの一般乗合旅客自 動車運送事業を経営する者
補助対象経費	補助対象運行系統の経常欠損額の実績の額
類似補助の有無 ※類似補助金の統合メニュー化	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	補助対象運行系統の経常欠損額の10分の10(上限) 〇少額(5万円以下)補助金の理由
※少額補助金は廃止	
補助率等 ※補助率は原則1/2以下 (市単独の場合)	補助対象経費の額の10分の10の額を上限 〇補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 生活交通の維持確保の観点から、市単独補助路線の運行費欠損額を補助する
	ため。
	数値化 <u>廃止代替バス路線(16路線)の維持確保</u> 〇目標に対する費用対効果(計算式)
数値目標等	
※数値目標の設定検証	〇目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成21年11月24日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
 ※サンセット方式の徹 底	〇終期の設定が3年を超える場合の理由 
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法 (手段) 佐渡市内で該当する事業者は、新潟交通佐渡株式会社のみ
事業担当 (担当部署)	交通政策課 交通対策係
(電話番号)	0259-63-3184